






参加者募集中 体重測定100日チャレンジ!

 健康福祉課  687-1530 (ダイヤルイン)
 932-1151 (内線165)

体重を量って記録する健康づくりです。仲間を誘ってチャレンジしませんか?

- ▶ 受付期間 11月29日(金)まで
- ▶ チャレンジ期間 令和2年3月31日(火)まで
- ※ チャレンジを達成した人には、達成賞を準備しています。

▶ 参加申込方法




- ① 須恵町役場 健康福祉課 窓口
 - ② 電話 ( 687-1530)
 - ③ メール ( sue100challenge@town.sue.lg.jp)
- ※ ②・③の場合、後日、記録用紙を送ります。氏名、住所、年齢、性別をお知らせください。



← コチラからもメールできます

福祉センターほたるの湯でも
体重計測ができます!
ぜひご利用ください。

就学時健康診断のお知らせ

 子ども教育課  932-1459 (ダイヤルイン)
 932-1151 (内線245)

令和2年度、新小学1年生になるお子さんを対象とした就学時健康診断を次のとおり行います。対象者には後日通知をお送りします。

この健康診断では、眼科・歯科・内科などの診察を行い、疾病などが見つかった場合は必要な治療を勧め、学校での集団生活に備えていただくことを主な目的としています。

なお受診の際は、必ず保護者または代理の人が付き添ってください。




▶ 日 時 11月12日(火) 14時～

▶ 場 所 アザレアホール須恵

※ 令和2年度に町外へ転出予定の人も、須恵町で受診してください。



臨時・パート職員(保育士・栄養士・調理員) 募集

 子ども教育課  932-1459 (ダイヤルイン)  932-1151 (内線271)

次のとおり、町立保育園・認定こども園で勤務していただける人を募集しています。

保育士

- ▶ 身 分 臨時保育士(常勤) (月22日程度勤務)
パート保育士 (月11～13日程度勤務)
- ▶ 要 件 保育士資格を有する人
- ▶ 賃 金 臨時保育士(常勤) 日給 8,500円
パート保育士 時給 1,000円

クラス担任(保育士)

- ▶ 身 分 臨時保育教諭(常勤・担任)
(月22日程度勤務)
- ▶ 要 件 保育士資格、幼稚園教諭免許を有する人
- ▶ 賃 金 臨時保育教諭(担任) 月給 220,000円

栄養士

- ▶ 身 分 臨時栄養士(常勤) (月21日程度勤務)
- ▶ 要 件 栄養士資格を有する人
- ▶ 賃 金 日給 7,300円

調理員

- ▶ 身 分 臨時調理員(常勤) (月22日程度勤務)
パート調理員 (月14日程度勤務)
- ▶ 要 件 臨時調理員 調理師免許を有する人
※パート調理員は、免許の有無を問いません。
- ▶ 賃 金 臨時調理員(常勤) 日給 6,590円
パート調理員 時給 841円

〈申し込みの際の注意点〉


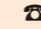
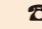
- ▶ 年齢制限 昭和34年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人
- ▶ 勤務場所 アザレア幼児園、れいんぼー保育園のいずれかの園
- ▶ 提出書類 須恵町臨時職員登録申請書兼履歴書、該当する職種の資格証(免許証)の写し(持っている人のみ)
- ▶ 提出先 子ども教育課

詳しくは、コチラ▶



 問い合わせ先

学童保育所利用料を助成します

 子ども教育課  932-1459 (ダイヤルイン)  932-1151 (内線245)

須恵町では、学童保育所を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、対象となる世帯に対して利用料の一部を助成します。

▶ 対象となる世帯

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 町民税が非課税の世帯

▶ 助成内容

学童保育所に支払った利用料のうち、次のとおり助成します。

※ 利用料には、おやつ代・入会金・年会費・行事費・教材費などは含みません。

対象世帯	助成額	備 考
①生活保護 受給世帯	利用料の100% (月5,000円が上限額)	就労に伴う必要経費として控除される額は除く
②町民税 非課税世帯	利用料の50% (月2,500円が上限額)	別世帯でも同一住所に住む親族や同居人、同一住所に住民登録はないが、生計を一にする親族や同居人も非課税であるかの判定対象者となります。

助成を受けるための手続き

学童保育所利用料の助成については、9月末ごろに、学童保育所に在籍しているお子さんへ案内チラシを配っています。対象となる世帯の人は、子ども教育課窓口へ必要書類を提出してください。

▶ 必要書類など

- ・ 須恵町学童保育所利用料助成金交付申請書(子ども教育課窓口へ備え付けています)
- ・ 印鑑(認印でも可)
- ・ 助成金振込先口座の通帳のコピー(口座名義・口座番号がわかるページをコピーしてください)
- ・ 学童利用料の支払いが確認できるもの
- 例) 口座引落としの場合は通帳のコピーなど(通帳の表紙と助成対象期間に引き落とされたことがわかるすべてのページのコピーが必要です。関係のない部分はマジックで黒塗りしてください。)
- ・ 生活保護受給証明書(生活保護受給世帯のみ)

▶ 提出先

須恵町役場2階 子ども教育課

※ 各学童保育所(ビスケットクラブ)では受け付けていません。

▶ 申請期限

- ① 生活保護受給世帯の人
4月～令和2年3月分の学童保育所利用料の助成申請は、10月31日(木)まで
- ※ 令和2年3月ごろ、申請以降(10月～令和2年3月分)の利用料支払いが確認できる書類の提出を依頼します。
- ② 町民税非課税世帯の人
・ 4月～9月分の学童保育所利用料の助成申請は、10月31日(木)まで
・ 10月～令和2年3月分の学童保育所利用料の助成申請は、令和2年3月11日(水)～31日(火)

▶ 助成方法

提出された申請書の審査終了後、助成金額を決定通知書でお知らせします。決定した助成金は、保護者名義の口座へ振り込みます。

 問い合わせ先